

# 入札公告（説明書）

平成 25 年 1 月 29 日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 鈴木 辰夫

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

## 第 1 基本事項（調達手続の概要）

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 1-1.  | 契約件名（工事名）  | 東北中央自動車道 須川橋（鋼上部工）工事  |
| 1-2.  | 契約責任者      | 東日本高速道路株式会社 東北支社長 鈴木 辰夫   |
| 1-3.  | 契約担当部署     | 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課<br>（住所）〒980-0021<br>宮城県仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ 3 階<br>（電話）022 - 217-1727 |
| 1-4.  | 競争契約の方法    | 条件付一般競争入札   |
| 1-5.  | 競争参加資格の確認  | 事前審査方式（通知型）   |
| 1-6.  | 入札の方法      | 電子入札  |
| 1-7.  | 落札者の決定方法   | 総合評価落札方式（工事实績評価型）   |
| 1-8.  | 入札前価格交渉の有無 | 有   |
| 1-9.  | 単価表の提出     | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと   |
| 1-10. | 入札保証       | 不要  |
| 1-11. | 履行保証       | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと   |
| 1-12. | 契約書の作成     | 必要（作成方法については落札者と協議する）...入札者に対する指示書[30]を参照のこと  |

### 1-13. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

入札公告（説明書）	本書 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a>
標準契約書案	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a> 【土木工事契約書】を使用すること
入札者に対する指示書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a> 【電子入札用】を使用すること
共通仕様書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a> 【土木工事共通仕様書（平成 24 年 7 月）】を使用すること
特記仕様書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
その他契約（発注用）図面等	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
金抜設計書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
競争参加資格確認申請書	技術資料作成説明書の別紙様式 1 のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
単価表	上記 の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。  
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R配布等）により交付するので、上記契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 25 年 1 月 29 日（火）から平成 25 年 2 月 18 日（月）まで。

1-14. その他 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

## 第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

### 2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 山形県上山市関根  
至) 山形県上山市宮脇
- (2) 工事内容 本工事は、東北中央自動車道（南陽高畠 I C ~ 山形上山 I C 間）において須川橋及び宮脇橋の鋼桁の製作、架設（PC床版含む）を行う鋼上部工工事である。
- (3) 工事概算数量 須川橋 橋長 112.5 m 鋼 3 径間連続合成鈹桁橋  
宮脇橋 橋長 71.5 m 鋼 2 径間連続合成鈹桁橋
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 660 日間

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、工事種別「鋼橋上部工工事」に係る『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者で、かつ当該工事種別に係る『等級 A』に認定されている者であること。  
なお、競争参加資格の認定を受けていない者は、開札日において有資格者認定を受けることを条件として、競争参加資格の確認を行う。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の a かつ b の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a	鋼鈹桁橋の工場製作
同種工事 b	トラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント併用含む）により最大支間長 30m 以上ある鋼鈹桁を架設した道路橋の工事（PC・鋼複合橋含む）。ただし歩道橋は除く。

また、完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、平成 22・23 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2 年連続して）65 点未満となる者でないこと。

(7) 審査基準日において、次に示す基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の a かつ b の工事経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り工事経験として認める。

なお、工事経験における従事役職は問わない。

また、工事経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は 示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

なお、同種工事 a、b の工事経験を同一の工事において有する必要はない。また、下記の同種工事経験を同一の者が有している必要はない。

同種工事 a	鋼鈹桁橋の工場製作
同種工事 b	トラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント併用含む）により鋼鈹桁を架設した道路橋の工事（PC・鋼複合橋含む）。ただし歩道橋は除く。

また、上記(5)のイ)又はロ)に該当する工事は工事経験として認めない。

専任の主任技術者又は監理技術者は、入札者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、下記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的雇用関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)

2)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号)

3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)

(8) 審査基準日において、次に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を本件工事の設計期間において配置できること。

なお、設計管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す a から c のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

a 技術士（総合技術監理部門（建設科目：鋼構造及びコンクリート））

b 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））

平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ建設部門（業務に該当する部門）に 4 年以上従事していること。

c RCCM（鋼構造及びコンクリート）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本件工事に係る設計業務等の請負人

・東北中央自動車道 須川橋基本詳細設計【請負人：株式会社 建設技術研究所】

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

施工（調査等）管理業務の請負人

・東北中央自動車道 蔵王工事区施工管理業務【請負人：大日コンサルタント株式会社】

- (11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札者に対する指示書 1 [ 1 ] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの( 1 ) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社若しくは再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- ）会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ）取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ）委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 その他上記又はと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

本工事は、技術資料の作成・提出を一枚の様式に集約した「技術資料様式一枚化」の対象工事である。

技術資料の作成・提出については、下記及び別添の「技術資料作成説明書」によるものとする。

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。

配置予定技術者は、複数の候補技術者を記載することもできるが、その中から必ず1名以上を現場に配置しなければならない。なお、候補技術者の中に資格及び工事経験を有さない者がいる場合は競争参加資格がないものとする。

提出書類		記載事項	記載上の留意点
競争参加資格確認申請書(様式1)			
一枚化技術資料様式(様式2)	企業に求める実績等	企業の同種工事実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事a」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること。 ・記載する工事は1件でよい。
		企業の同種工事実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事b」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること。 ・記載する工事は1件でよい。
		品質管理マネジメントシステムの取得状況	ISO9001の取得状況を記載すること。
		環境マネジメントシステムの取得状況	ISO14001の取得状況を記載すること。
		労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	COHSMS又はOHSAS18001の取得状況を記載すること。
		企業の表彰実績	平成17年10月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること。

	災害時の協力実績	平成 17 年 10 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること。	
配置予定技術者に求める実績等	配置予定技術者の資格	上記3-1.(7). に示す「資格」を満たす配置予定の主任技術者又は監理技術者について記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできるが、その中から必ず 1 名以上を現場に配置しなければならない。</li> <li>候補技術者の中に資格及び工事経験を有さない者がいる場合は競争参加資格がないものとする。</li> </ul>
	配置予定技術者の同種工事の工事経験	上記3-1.(7). に示す「同種工事」を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかの技術者について記載すること。	
	配置予定技術者の設計管理技術者及び照査技術者の資格	上記3-1.(8). に示す「資格」を満たす配置予定の設計管理技術者及び照査技術者について記載すること。	
施工計画立案能力(様式3)		本工事に係る下記の施工計画を記載すること。 P C 床版品質確保のために施工上配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画が未提出、白紙提出、記載内容が関係法令に抵触するなど妥当性に欠ける又は不適切である場合は競争参加資格がないものとする。</li> </ul>
備考		・記載にあたっては、技術資料作成説明書 によること	

(2) 工事に係る配置予定技術者が 3-1.(7) に示す技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

イ. 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合

営業譲渡の契約上定められている譲渡の日、又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3-3.(1)に示す競争参加資格確認申請の申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。

健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面

出向元企業の建設業の廃業届書

当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報

営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面

ロ. 持株会社の子会社が置く技術者の場合

健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面

当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号)附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面

ハ. 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合

健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面

出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面

出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から 3-3.(1)に示す競争参加資格確認申請の申請期限の日までの期間が 1 年以内であること。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わ

なければならない。

申請期間 入札公告の日から平成 25 年 2 月 18 日（月）16：00 まで  
 申請場所 上記 1-3.（契約担当部署）のとおり  
 申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、書留郵便により提出することとし、提出部数は正 1 部・副 1 部とする。

申請書類 上記 3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

### 3-4.競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 25 年 2 月 28 日

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

## 第 4 総合評価落札方式

### 4-1.総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、上記 3-3（競争参加資格確認申請）において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 6-3（落札予定者の決定）に示す。

### 4-2.技術評価の評価項目等

技術評価を行うため競争参加希望者に提出を求める技術資料に係る評価項目・基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目			評価基準		評価点	配点	提出資料
施工の確実性	施工計画立案能力	求める施工計画	P C 床版品質確保のために施工上配慮すべき事項	記載された 3 項目の施工計画のそれぞれの内容が「対応方法や工夫が良好」、「対応方法や工夫が有効」、「仕様・基準を満たすだけ」のいずれかで評価できる場合、それらを合算し評価する。 なお、記載項目が 3 項目に満たない場合、記載項目数で評価する。 また、記載項目が 3 項目以上の場合、記載順の 3 項目で評価を行い、それ以降の項目は評価対象としない。	6 点 ～ 0 点	6 点	技術資料様式 3
				「白紙提出」、「未提出」、記載された施工計画の 1 項目以上が「不適切（仕様・基準を満たさない、関係法令に抵触する。）」である場合、又は記載された施工計画のすべてが「不採用（求めた課題と無関係、NEXCO 東日本において使用できない資機材・施工方法）」である場合。	競争参加資格無し		
企業	工事成績	同種工事の	同種工事実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に受渡しが完了した工事で工事成績評定点が 70 点以上の場合、以下により評価する。 なお、工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。 また、工事成績評定点が 70 点に満たない場合、工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。	2 点 ～ 0 点	2 点	技術資料様式 2	

		<p>評価点 = 配点 × <math>\frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点}-70)}{20}</math> × ×</p> <p>評価点は小数点第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>：評定年度係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成21年4月1日以降 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成17年10月1日以降 <span style="float:right">0.5</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成17年9月30日以前 <span style="float:right">0</span></p> <p>：発注組織係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>同種工事実績がNEXCO東日本の発注工事 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>同種工事実績が中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の発注工事 <span style="float:right">0.8</span></p> <p>同種工事実績が上記・以外の公的機関の発注工事 <span style="float:right">0.5</span></p> <p>同種工事実績が上記の～以外の機関の発注工事 <span style="float:right">0</span></p>			
同一工事種別等における表彰実績等	<p>当該工事と同一工事種別「鋼橋上部工工事」のNEXCO東日本からの優秀工事等の表彰実績。</p> <p>又は、NEXCO東日本の功労表彰実績(工事種別を問わない)に応じ以下により評価する。</p> <p>なお、表彰実績又は表彰状の写しが添付されていない場合、0点とする。</p> <p>評価点 = 配点 × ×</p> <p>評価点は小数点第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>：表彰年度係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>表彰日が平成21年4月1日以降の表彰実績 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>表彰日が平成17年10月1日以降の表彰実績 <span style="float:right">0.5</span></p> <p>：表彰機関係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>社長表彰、東北支社長表彰、他の支社長表彰、東北支社安全協議会表彰及び、他支社安全協議会表彰の実績 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>東北支社管内の事務所長表彰、及び功労表彰(工事種別を問わない)の実績 <span style="float:right">0.5</span></p>	2点 ～ 0点	2点	技術資料 様式 2	
	<p>品質管理マネジメントシステム (ISO9001) の取得状況</p> <p>ISO9001 有り <span style="float:right">1点</span></p> <p>ISO9001 無し <span style="float:right">0点</span></p>	1点 ～ 0点	1点	技術資料 様式 2	
<p>環境マネジメントシステム (ISO14001) の取得状況</p> <p>ISO14001 有り <span style="float:right">1点</span></p> <p>ISO14001 無し <span style="float:right">0点</span></p>	1点 ～ 0点	1点			
配置予定技術者	<p>同種工事の工事成績</p> <p>同種工事実績が平成17年10月1日以降に受渡しが完了した工事で工事成績評定点が70点以上の場合、以下により算出する。</p> <p>なお、工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。</p> <p>また、工事成績評定点が70点に満たない場合、工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>評価点 = 配点 × <math>\frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点}-70)}{20}</math> × × ×</p> <p>評価点は小数点第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>：評定年度係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成21年4月1日以降 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成17年10月1日以降 <span style="float:right">0.5</span></p> <p>同種工事実績の受渡しが平成17年9月30日以前 <span style="float:right">0</span></p> <p>：発注組織係数 <span style="float:right">係数値</span></p> <p>同種工事実績がNEXCO東日本の発注工事 <span style="float:right">1.0</span></p> <p>同種工事実績が中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の発注工事 <span style="float:right">0.8</span></p> <p>同種工事実績が上記・以外の公的機関の発注工事 <span style="float:right">0.5</span></p> <p>同種工事実績が上記の～以外の機関の発注工事 <span style="float:right">0</span></p>	5点 ～ 0点	5点	技術資料 様式 2	
					<p>建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 又は労働安全衛生マネジメントシステム (OHSAS18001) の取得状況</p> <p>COHSMS 又は OHSAS18001 有り <span style="float:right">1点</span></p> <p>COHSMS 又は OHSAS18001 無し <span style="float:right">0点</span></p>

			：従事役職係数	係数値		
			同種工事实績の従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれか	1.0		
			同種工事实績の従事役職が、担当技術者	0.5		
施工の円滑性	当社への貢献度等	実績) 災害時の協力実績(緊急災害復旧工事の施工)	平成 21 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本の災害協力実績	2 点	2 点	技術資料様式 2
			平成 17 年 10 月 1 日以降の NEXCO 東日本の災害協力実績	1 点		
			災害協力実績がない。又は、平成 17 年 9 月 30 日以前の災害協力実績	0 点		
合 計				2 0 点		

#### 4-3. 施工計画の採否

(1) 契約責任者は、競争参加希望者が提出した施工計画立案能力(様式3)の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 25 年 2 月 28 日

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

#### 4-4. 技術評価における留意事項

技術資料の技術評価における留意事項は次のとおりである。

評価項目		評価基準
施工の確実性	施工計画立案能力	<p>求める施工計画</p> <p>PC床版品質確保のために施工上配慮すべき事項</p> <p>記載された3項目の施工計画について項目ごとに評価し、それらを合算し評価点を付与する。記載項目が3項目に満たない場合は記載項目数を、記載項目が3項目以上の場合は記載順の3項目で評価を行い、それ以降の項目は評価対象としない。</p> <p>記載する項目は、実施結果を監督員に報告するなど、履行確認が可能な内容とすること。履行状況の確認が出来ない場合、当該項目は不採用とする。</p> <p>記載した項目に本工事で採用できない内容がある場合、当該項目を不採用とする。また、記載したすべての項目が不採用となった場合、競争参加資格が無いとみなす。</p> <p>不採用とした項目又は項目の一部について競争参加資格確認結果通知に併せて不採用の通知を行う。不採用となった項目又は項目の一部は本工事で履行してはならない。</p> <p>本様式の提出がない場合、白紙提出の場合、及び記載の一部に仕様書・設計図書に適合しない・関係法令に抵触する内容がある場合等、本工事への競争参加資格がないとみなすことがあるので注意すること。</p>
	企業	<p>同種工事の工事成績</p> <p>3-1.(5)に示す施工実績が平成 17 年 10 月 1 日以降に完成及び引渡し完了している工事を対象に評価する。</p> <p>トラッククレーン(クローラクレーン)工法(ベント併用含む)により最大支間長 30m 以上ある鋼鈹桁を架設した道路橋の工事(PC・鋼複合橋含む)。ただし歩道橋は除く。</p> <p>発注機関から工事成績評定の通知を受けておらず添付出来ない場合は、工事成績評定点を 65 点として取り扱い、「0点」で評価する。</p> <p>他機関の取扱い</p> <p>他機関とは、工事实績情報検索システム(以下「CORINS」という。)において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>

	同一工事種別等における表彰実績等	<p>表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。表彰日（表彰状に記載されている日付）が、平成17年10月1日以降であること。表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>優良表彰を実施した機関が、NEXCO 東日本の本社（社長表彰）、東北・北海道・関東・新潟のいずれかの支社（支社長表彰）、東北支社管内の事務所長における表彰（事務所長表彰）実績であること。「優秀工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、優良工事」としての表彰実績の場合、工事種別が工事競争参加資格における「鋼橋上部工工事」であること。</p> <p>上記以外の功労等により表彰されている場合、又は、表彰が社長表彰の場合は、工事種別は問わない。</p> <p>支社安全協議会における表彰は支社長表彰、東北支社管内の事務所安全協議会における表彰は事務所長表彰と同等として評価する。なお、工事種別が工事競争参加資格における「鋼橋上部工工事」である場合に限る。</p> <p>経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての表彰実績である場合のみ評価の対象とする。</p>
	品質管理マネジメントシステムの取得状況	<p>本工事を担当する部署が ISO9001 に認証されたことを証する写しが添付され提出があった場合に評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1社が ISO9001 の認証を有している場合に評価する。</p>
	環境マネジメントシステムの取得状況	<p>本工事を担当する部署が ISO14001 に認証されたことを証する写しが添付され提出があった場合に評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1社が ISO14001 の認証を有している場合に評価する。</p>
	労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	<p>本工事を担当する部署が COHSMS 又は OHSAS18001 に認証されたことを証する写しが添付され提出があった場合に評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1社が COHSMS 又は OHSAS18001 の認証を有している場合に評価する。</p>
	配置予定技術者	<p>同種工事の工事成績</p> <p>3-1.(7) に示す工事経験が平成17年10月1日以降に完成及び引渡しが完了している工事を対象に評価する。</p> <p>トラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント併用含む）により鋼鈹桁を架設した道路橋の工事（PC・鋼複合橋含む）。ただし歩道橋は除く。</p> <p>発注機関から工事成績評定の通知を受けておらず添付出来ない場合は、工事成績評定点を65点として取り扱い、「0点」で評価する。</p> <p>他機関の取扱い</p> <p>他機関とは、CORINSにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>工事経験として提出した工事における役職が担当技術者の場合は、当該工事の工期から専任を要さない期間を除いた日数の5割以上の期間、従事していた場合に評価の対象とする。</p> <p>この場合、当該工事のCORINS竣工工事カルテの写しの他に工事工程表を添付すること。</p> <p>配置予定技術者が複数名ある場合は、評価の最も低い者の工事経験により評価する。</p>
施工の円滑性	<p>災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）</p> <p>当社への貢献度等</p>	<p>平成17年10月1日以降にNEXCO 東日本で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し契約を行った実績がある場合に評価する。</p> <p>なお、直接的又は間接的とは以下のことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)直接的とは、契約事務処理要領に基づく災害復旧方式（工事）に基づき契約した実績のあるものをいう。</li> <li>2)間接的とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら5社のいずれかの要請によりNEXCO 東日本の天災等の応急復旧に係った実績のあるものをいう。</li> </ol> <p>NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付すること。なお、添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が実績がある場合に評価する。</p> <p>既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p>

## 第5 入札前価格交渉方式

### 5-1.入札前価格交渉方式の概要

入札前価格交渉方式とは、契約制限価格の設定において、競争参加資格があると認められた入札者に対し見積書の提出を求め、必要に応じて技術的な交渉を行い、その結果に基づき最終見積書の提出を求め、合理性があると契約責任者が認められる最終見積書を活用する方式をいう。

## 5-2. 交渉対象項目及び見積書の作成

本件工事における交渉対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と示された項目に係わる内容とし、見積書の作成は、NEXCO 東日本が指定する様式（見積様式 1～2-2）に基づき行うものとする。

## 5-3. 当初見積書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限 平成 25 年 3 月 5 日（火）16：00 まで  
提出場所 上記 1-3.（契約担当部署）のとおり  
提出方法 書留郵便若しくは持参（申請期間内に必着のこと）

## 5-4. 見積書の内容に関するヒアリング等

(1) 当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容に係るヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングの実施日時は、平成 25 年 3 月 6 日（水）から平成 25 年 3 月 15 日（金）までの間にて、すべての入札参加希望者と 1 回行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回実施する。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う。

なお、詳細な日時等については、競争参加資格確認申請書（様式 1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。

(3) 入札者は、ヒアリングが完了した場合は当初見積書の変更の有無に係らず最終見積書を提出するものとする。

# 第 6 入札・開札・落札予定者の決定

## 6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと  
単価表 入札者に対する指示書[13]を参照のこと  
総合評定値通知書（経審）の写し 入札者に対する指示書[14]を参照のこと

## 6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限 平成 25 年 3 月 28 日（木）16：00 まで  
入札書の提出場所 上記 1-3.（契約担当部署）のとおり  
入札書の提出方法 電子入札システム

入札に必要な書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

開札執行日時 平成 25 年 3 月 29 日（金）13：30

開札執行場所 上記 1-3.（契約担当部署）のとおり

その他

1) 入札者は、上記 4-3（施工計画の採否）の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された施工計画の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された施工計画の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

2) 入札者は、上記 5-4（見積書の内容に関するヒアリング等）  
(3)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるも

のとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

### 6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。  
なお、落札者の決定方法については、入札者に対する指示書[21]〔3〕を参照のこと。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝価格評価点（配点40点＋定数40点）＋技術評価点（配点20点）

価格評価点 … 次に示す算式により算定する。

価格評価点 ＝ 式A×0.5 ＋ 式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（式A）

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。
3. 式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

（式B）

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。
3. 式Bは小数点4位以下は切り捨てとする。

技術評価点（配点20点）… 上記4-2.に示す評価基準により算定する。

### 6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

## 第7 その他

### 7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 入札公告の翌日から平成25年3月13日（水）まで

受付場所 上記 1-3. (契約担当部署) のとおり  
受付方法 質問書面 (様式自由) を持参又は書留郵便 (受付期間内必着のこと) に  
より提出すること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内

回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告件名」の  
「その他契約情報」に掲載する。

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

### 7-4. 支払条件

(1) 前払金 請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」  
なお、請負代金額が 500 万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第 34 条第 1  
項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払 「有」  
請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

### 7-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次  
に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた  
額とする。

年度	比率
平成 24 年度	0%
平成 25 年度	30%
平成 26 年度	70%

### 7-6. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

### 7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する。

### 7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して  
苦情の申立てを行うことができる。

### 7-9. 契約後の技術評価項目の取扱い

(1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達  
成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとは決定した場合は、本件工事  
の請負工事成績評定点を減ずる (最大 10 点)。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

施工の確実性【施工計画立案能力】

施工の確実性【配置予定技術者、同種工事の工事成績】

### 7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

(1) 上記 3-1.(7) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の  
直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第  
155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出  
向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に  
転籍されていること。

- (2) 上記 3-1.(7) の 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

#### **7-11. 競争参加資格に関する留意事項**

- (1) 本件工事の受注者、本件工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件工事の下請負人、本件工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上